

1 経費の配分及び経費の使用方法

(1) 休業手当に係る経費

支給決定年月日	支給決定額(休業分)	基準休業賃金額
令和3年4月1日	752,000 円	800,000 円
令和3年5月1日	902,400 円	960,000 円
合計	1,654,400 円	1,760,000 円

※基準休業賃金：雇用調整助成金助成額算定書に記載されている基準賃金額に休業の月間休業等延日数を乗じて得た額

$$(\text{基準休業賃金額の合計} - \text{支給決定額の合計}) \times 2 / 5$$

42,240 円 … A (小数点以下切捨て)

(2) 雇用調整助成金の支給申請に係る経費

支給申請の事務を依頼した社会保険労務士

住所 伊勢崎市今泉町二丁目410

名称 ●●社会保険労務士事務所

氏名 広瀬 花子

電話 0270-00-0000

雇用調整助成金の支給申請事務に対し支払った額
(消費税及び地方消費税相当額を除く。) … B

150,000 円

$$B \times 4 / 5$$

120,000 円 … C (小数点以下切捨て)

2 交付を受けようとする補助金の額 (A + C) ※ただし、500,000円を限度とする。

162,240 円